

# 「グループホーム Plus」運営規程

## (事業の目的)

第1条 この運営規程は、株式会社 KSF カンパニーが設置するグループホーム Plus(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等(以下「従業者」という。)が、要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要介護、要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境下で日常生活を送ることができのよう配慮して行う。

4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

7 前各項のほか、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に従い、秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第75号)及び秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第76号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

## (事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提

供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託はおこなわないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム Plus
- (2) 所在地 秋田市飯島字長山下 15 番

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1名(常勤)、1名(非常勤)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう第8条の介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。

- (3) 介護職員 14名(常勤14名うち2名兼務)ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は18人とする。

(内訳 Aユニット 9人、Bユニット 9人)

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 第8条の介護計画の作成

- (2) 日常生活上の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

ア 移動の介護

イ 養護(静養)

ウ その他必要な介護

- (3) 健康チェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

- (4) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心

身の活性化を図るための各種訓練を行う。

- ア 運動機能回復訓練
- イ 口腔機能回復訓練
- ウ レクリエーション
- エ グループ活動
- オ 行事活動
- カ 園芸活動
- キ 趣味活動
- ク 地域活動への参加

(5) 食事介助

- ア 朝食、昼食又は夕食の提供
- イ 食事の準備、後片付け
- ウ 食事摂取の介助
- エ その他必要な食事の介助

(6) 入浴介助

- ア 入浴又は清拭
- イ 衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ その他必要な入浴介助

(7) 排泄介助

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

(8) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

- ア 日常生活に関する相談、助言
- イ 認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- ウ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- エ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- オ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- カ 家族や地域との交流支援
- キ その他必要な相談、助言

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した指定認知症対応型共同生

活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者に同意を得る。
- 4 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 介護計画の作成後においても、常に介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- 7 介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第9条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 居室利用料 1,500 円(日額)
- (2) 運営管理費 350 円(日額) (内訳 水道光熱費)
- (3) 食費の提供に要する費用 1,350 円(日額)(内訳 朝食 350 円、昼食 500 円、夕食 500 円)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費徴収する。(おむつ代、理美容代、受診代、薬代、その他生活用品)

3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対

応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入居にあたっての留意事項)

#### 第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護

の対象は、要介護状態、要支援状態であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状がある場合。
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居の際には、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性を配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な提携に努める。

5 利用者は、事業所の従業員の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

6 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

7 利用者は、事業所において次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
- (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生

活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講ずる。

5 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止)

第13条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合は、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(地域との連携等)

第14条 事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記

録を公表する。

(衛生管理等)

第 15 条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

(苦情処理)

第 16 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講ずる。

3 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報保護)

第 17 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じる。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する

者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会次のおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。

6 利用者の現員等から利用申込に応じられない場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講ずる。

7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 KSF カンパニーと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。